

一般社団法人全国交通信号工事技術普及協会役員に対する費用弁償規程

平成 21 年 11 月 26 日

理事会規程第 4 号

(目的)

第 1 条 この規則は、定款第 28 条第 2 項に規定する一般社団法人全国交通信号工事技術普及協会（以下「本法人」という。）の役員に弁償することができる費用について、同定款第 28 条第 3 項に基づき定めるものとする。

(弁償する費用及びその額)

第 2 条 弁償することができる費用及びその額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本法人の事業活動等のために出張する場合は、旅費規則に定める額とする。
- (2) 理事会に出席した場合は、旅費規則に定める額とする。
- (3) 本法人の事業活動等のために支払った諸経費については、理事長が必要であると認めた場合、当該役員が支払った額とする。

附 則

この規則は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。